

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年2月24日(2005.2.24)

【公表番号】特表2004-507834(P2004-507834A)

【公表日】平成16年3月11日(2004.3.11)

【年通号数】公開・登録公報2004-010

【出願番号】特願2002-523167(P2002-523167)

【国際特許分類第7版】

G 0 6 F 3/00

G 0 6 F 13/14

// H 0 4 L 25/02

【F I】

G 0 6 F 3/00 A

G 0 6 F 13/14 3 3 0 D

H 0 4 L 25/02 3 0 1 C

【手続補正書】

【提出日】平成15年3月13日(2003.3.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 0】

公知の解決策は、ハブ1が接続されているか否かを決定するために、集積回路7自体が、ピン10を必要とするという不利な点を有する。ピンは費用がかかり、空間を必要とする。空間は、通常、例えば、携帯用機器または物理的大きさが小さい機器において非常に乏しい。

国際特許公開公報W O 0 0 / 3 4 8 7 8 A 1号は、データ線の1つと動作電圧電位との間で、抵抗器およびスイッチが接続される、USB周辺装置を記載する。スイッチが抵抗器と動作電圧電位とを電気的に接続すると、関連するハブは、このハブが周辺装置と接続されているか否かを決定し得る。スイッチは、電界効果トランジスタによって形成される。

マザーボードとプラグインボードとの間のプラグ接続は、米国特許明細書U S 5, 6 1 2, 6 3 4 A号に記載される。プラグインボードは、電位測定に基づいて、マザーボードとプラグインボードとの間の電気的接続の有無を決定することを可能にする回路構成を有する。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 7】

導電性構成部品が他方のピンと持続的に接続される場合、導電性構成部品は、100k以上の電気抵抗を有することが好ましい。電気抵抗が大きいほど、構成部品内で発生する電力損失は小さい。